

浜松光医学財団における特定不正行為に係る取扱要綱

目次

第1条	目的	- 2 -
第2条	特定不正行為の通報	- 2 -
第3条	相談	- 2 -
第4条	警告	- 2 -
第5条	通報者の保護	- 3 -
第6条	調査機関	- 3 -
第7条	予備調査	- 3 -
第8条	本調査	- 3 -
第9条	調査委員会	- 4 -
第10条	通報者及び被通報者への通知	- 4 -
第11条	調査委員会の調査方法及び権限	- 4 -
第12条	調査対象	- 4 -
第13条	改善措置	- 5 -
第14条	中間報告	- 5 -
第15条	秘密保持	- 5 -
第16条	説明責任	- 5 -
第17条	他機関との調整	- 5 -
第18条	特定不正行為の認定	- 5 -
第19条	執行停止	- 6 -
第20条	認定	- 6 -
第21条	調査結果の通知・報告	- 6 -
第22条	不服申立て	- 7 -
第23条	再調査開始	- 7 -
第24条	悪意に基づく通報者の不服申立て	- 7 -
第25条	調査結果の公表	- 8 -
第26条	通報者及び被通報者に対する措置	- 8 -
第27条	配分機関等への協力	- 8 -
第28条	制定及び改廃	- 8 -
附則	- 9 -
様式 1	- 10 -

(目的)

第1条 本要綱は、浜松光医学財団における研究公正・倫理教育指針に基づき、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」で求められている特定不正行為に係る取扱いを定めるものとする。

(特定不正行為の通報)

第2条 特定不正行為に係る通報又は報告(以下「通報」という。)を行う者(以下「通報者」という。)は、以下各号に従い内部監査部門にこれを行うものとする。

- (1) 書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、通報者が直接行う。
- (2) 原則として顕名で行う。
- (3) 特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的な合理性のある理由を示す。
2. 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、当該通報の内容に応じて顕名の通報に準じた取扱いを行うことができる。
3. 当該通報が本要綱第6条により当財団が調査する事案でない場合、当財団はこれを、調査を行うべき機関に回付する。
4. 書面による通報など、受付窓口等が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、当財団は通報者(匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は顕名による通報者として取り扱う。以下同じ。)に通報を受け付けたことを通知する。
5. 当財団の研究者について、学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
6. 当財団の研究者について、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを、当財団が確認した場合、本条第1項第3号に定める事項が明示されている場合に限り、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(研究の透明性の確保)

第3条 特定不正行為に係る通報の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)があった場合、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査する。

2. 通報者が通報の意思表示を行わない場合であっても、当財団が相当の理由があると認める相談について必要と判断したときは、当該事案の調査を開始することができる。

(警告)

第4条 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を行うよう求められているという通報又は相談を受けたときは、当財団はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者又は相談の対象となった者に警告を行うものとする。

2. 前項において被通報者又は相談の対象となった者が他の研究機関に所属するときは、当財団は、当該研究機関に当該通報又は相談を回付する。
3. 前項にかかわらず当財団が警告を行った場合は、当財団は被通報者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

(通報者の保護)

第5条 通報及び相談を受け付ける者や、調査関係者は、通報者及び相談者の秘密の遵守その他通報者及び相談者を保護するために適切な方法を講じなければならない。

(調査機関)

第6条 被通報者が当財団を含めて複数の研究機関に所属する場合、又は当財団に所属する被通報者が異なる研究機関において行った研究活動に係る通報があった場合等当財団の他に調査を行う機関が想定される場合は、当財団は、当該通報の内容について関係する研究機関に通知し、協議の上その取り扱いを定める。

2. 前項により当財団が調査を行う場合又は他機関と合同して調査を行う場合は、被通報者が当財団に現に所属しているか否かにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
3. 被通報者が、調査開始のとき及び通報された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、当財団による調査の実施が極めて困難であると、通報された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、当財団は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
4. 当財団は、通報された事案に係る研究活動の分野に関連がある機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査)

第7条 通報が、特定不正行為である又は特定不正行為である恐れがある場合は、内部監査部門は以下各号等について速やかに予備調査を行う。

- (1) 特定不正行為が行われた可能性
 - (2) 通報の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
 - (3) 通報された事案に係る研究活動の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被通報者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど調査可能性
2. 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査)

第8条 本要綱第7条による予備調査の結果、当該事案が本格的な調査をすべきものと理事長が判断した場合、内部監査部門は、本調査開始決定を行う。内部監査部門は、通報を受け付けてから30日以内に本調査を行うか否かを決定しなければならない。

2. 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。この場合、当財団は予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金の配分または措置をした機関（以下「配分機関等」という。）及び通報者の求めに応じ開示するものと

する。

3. 本調査開始決定を行った場合、当財団は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が当財団以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
4. 調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、通報及び調査等に携わった者（以下「調査関係者」という。）以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう周到に配慮する。
5. 当財団は、当該事案に係る配分機関等及び当該配分機関等を所管する省庁に本調査を行う旨報告する。
6. 当財団は、本調査を行うために次条により調査委員会を設置し、本調査開始決定後 30 日以内に本調査を開始する。

（調査委員会）

第9条 当財団は、本調査に当たって調査委員会を設置する。この調査委員会は、当財団に属さない外部有識者を半数以上含む構成とし、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。

（通報者及び被通報者への通知）

第10条 当財団は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、当該通知を受領してから 10 日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、当財団は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

（調査委員会の調査方法及び権限）

第11条 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被通報者の弁明の聴取が行われなければならない。

2. 通報された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被通報者に求める場合、又は被通報者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し当財団により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
3. 調査委員会の調査に対し、通報者及び被通報者などの関係者は誠実に協力しなければならない。

（調査対象）

第12条 本調査にあたっては、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究活動も含めることができる。

(保全措置)

第13条 当財団は、通報された事案に係る研究活動に対して証拠となり得る資料等を保全する措置をとるものとする。この場合、当該事案に係る研究活動が当財団以外の機関により行われたときは、当該機関に対して証拠となり得る資料等を保全するよう要請するものとする。

2. 当財団以外の機関が調査を行う機関である事案について、当該事案に係る研究活動が当財団において行われたことにより、当財団以外の機関より証拠となり得る資料等の保全措置の要請を受けたときは、当該機関と協議の上、必要な措置をとるものとする。
3. 前2項の保全措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(中間報告)

第14条 当財団は、通報された事案に係る配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(秘密保持)

第15条 調査関係者は、その職務上知りえた通報者及び被通報者を含む当該事案に係る秘密を漏えいしてはならない。任期終了及び退職後も同様とする。

2. 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ・論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分な配慮を行う。
3. 理事長及び内部監査部門は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反し調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底する。
4. 調査事案が漏えいした場合、当財団は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にもかかわらず調査事案について公に説明することができる。但し、通報者又は被通報者の責めに帰すべき事由により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(説明責任)

第16条 調査委員会の調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(他機関との調整)

第17条 被通報者の当該研究が他機関で行われた場合など、本要綱第6条第1項により他の機関と合同で調査を行う場合、調査委員会は他機関と協力して調査にあたるものとし、他の研究機関の関連規程と当財団の関連規程に齟齬がある際は、協議の上解決する。

(特定不正行為の認定)

第18条 調査委員会は、本要綱第16条に基づき被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、

特定不正行為か否かの認定を行う。

2. 調査にあたり関係者より提出された証拠の証明力は調査委員会の権限により認定する。
3. 調査委員会は、被通報者の自認のみをもって特定不正行為と認定することはできない。
4. 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明およびその他の証拠により特定不正行為の疑いが覆されないときは特定不正行為と認定する。
5. 前項の規定は、資料の不存在など、本来存在すべき基本的要素の不足により疑いを覆すに足る証拠を示せない場合も同様とする。但し、被通報者が善良なる管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、その責によらない理由により当該不足が生じた場合等正当な理由が認められる場合又は当該不足が合理的な保存期間や当該事案に係る機関の定める保存期間を超えることによる場合はその限りではない。
6. 本要綱第 16 条の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じて、調査委員会の判断に委ねられる。

(執行停止)

第19条 当財団は、調査の対象となる事案に係る関係者に対して必要に応じて調査対象に係る研究の停止及び研究費の執行停止を命じることができる。

(認定)

第20条 調査委員会は、本調査の開始後 150 日以内に調査結果について以下の事項の認定を行い、調査委員会は、当該認定内容を直ちに理事長に報告する。

- (1) 特定不正行為の認定の有無
 - (2) 特定不正行為と認定した場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (3) 特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
2. 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであること（以下「悪意に基づく通報」という。）が判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
 3. 前項の認定を行ったときは、調査委員会は速やかに理事長にこれを報告する。

(データ内容の正確性の確保)

第21条 当財団は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに通報者、被通報者（被通報者以外で特定不正行為に関与したと認定されたものを含む。以下同じ。）に通知する。被通報者が他機関に所属している場合はその所属機関にも当該調査結果を通知する。

2. 当財団は、当該事案に係る配分機関等及び配分機関等を所管する省庁に、様式 1 により調査結果を報告する。
3. 悪意に基づく通報の認定があった場合で、当該通報者が当財団以外の機関に所属する場合は、当財団は通報者の所属機関にもこれを通知する。

(不服申立て)

第22条 特定不正行為と認定された被通報者は、前条による通知を受けた日から 2 週間以内に当財団に対して不服申立てをすることができる。但し、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2. 悪意に基づく通報と認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、本要綱第 20 条第 2 項を準用する。）は、その認定について前項の例により不服申立てを行うことができる。
3. 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、当該不服申立ての趣旨が新たに専門性を有する判断が必要となるものである場合には、理事長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査を行わせる。ただし、理事長が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
4. 第 1 項による被通報者からの不服申立てについて、調査委員会(前項により調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その 事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、調査委員会は直ちにこれを理事長に報告し、また当財団は被通報者にこれを通知する。このとき、当該不服申立てが引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当財団は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
5. 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には調査委員会は直ちに理事長にこれを報告し、当財団は被通報者に当該決定を通知する。
6. 当財団は、被通報者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知する。加えて、当財団は、その事案に係る配分機関等及び配分機関等を所管する省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査開始)

第23条 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定するものとする。調査委員会は、当該結果を直ちに理事長に報告する。当財団は当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知し、加えて、当該事案の配分機関等及び配分機関等を所管する省庁に報告する。

(悪意に基づく通報者の不服申立て)

第24条 本要綱第 22 条第 2 項による不服申立てがあった場合、当財団は、通報者が所属する機関及び被通報者に通知し、加えて、当該事案に係る配分機関等及び当該配分機関等を所管する省庁にこれを報告する。

2. 前項の不服申立てについては、調査委員会は不服申立てから 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに理事長に報告する。当財団は、当該結果を通報者、通報者が所属する機関

及び被通報者に通知する。加えて、当財団は、当該事案に係る配分機関等及び当該配分機関等を所管する省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第25条 当財団は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には次の各号の内容を含めるものとする。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 特定不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順等
2. 前項にかかわらず、合理的な理由がある場合は前項各号の一部を非公表とすることができる。
 3. 特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏れいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
 4. 悪意に基づく通報との認定があったときは、その氏名及び職を公表する。

(通報者及び被通報者に対する措置)

第26条 特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、当財団は、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2. 前項の場合において、当財団は本要綱第13条及び19条による措置の延長を講じることができる。また、関係者に、直ちに研究費の使用を中止するよう命じることができる。
3. 悪意に基づく通報と認定された通報者が当財団に所属する場合、当財団は当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。
4. 特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、当財団は当該事案につき講じた措置を解除するとともに、特定不正行為の認定を受けなかった者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(配分機関等への協力)

第27条 本要綱に基づき当財団が配分機関等に行った報告により、配分機関等から指示、要請又は措置（以下「措置」という。）があったときは、当財団は速やかに当該措置に応じて必要な措置をとり、誠実にこれに対応するものとする。

(制定及び改廃)

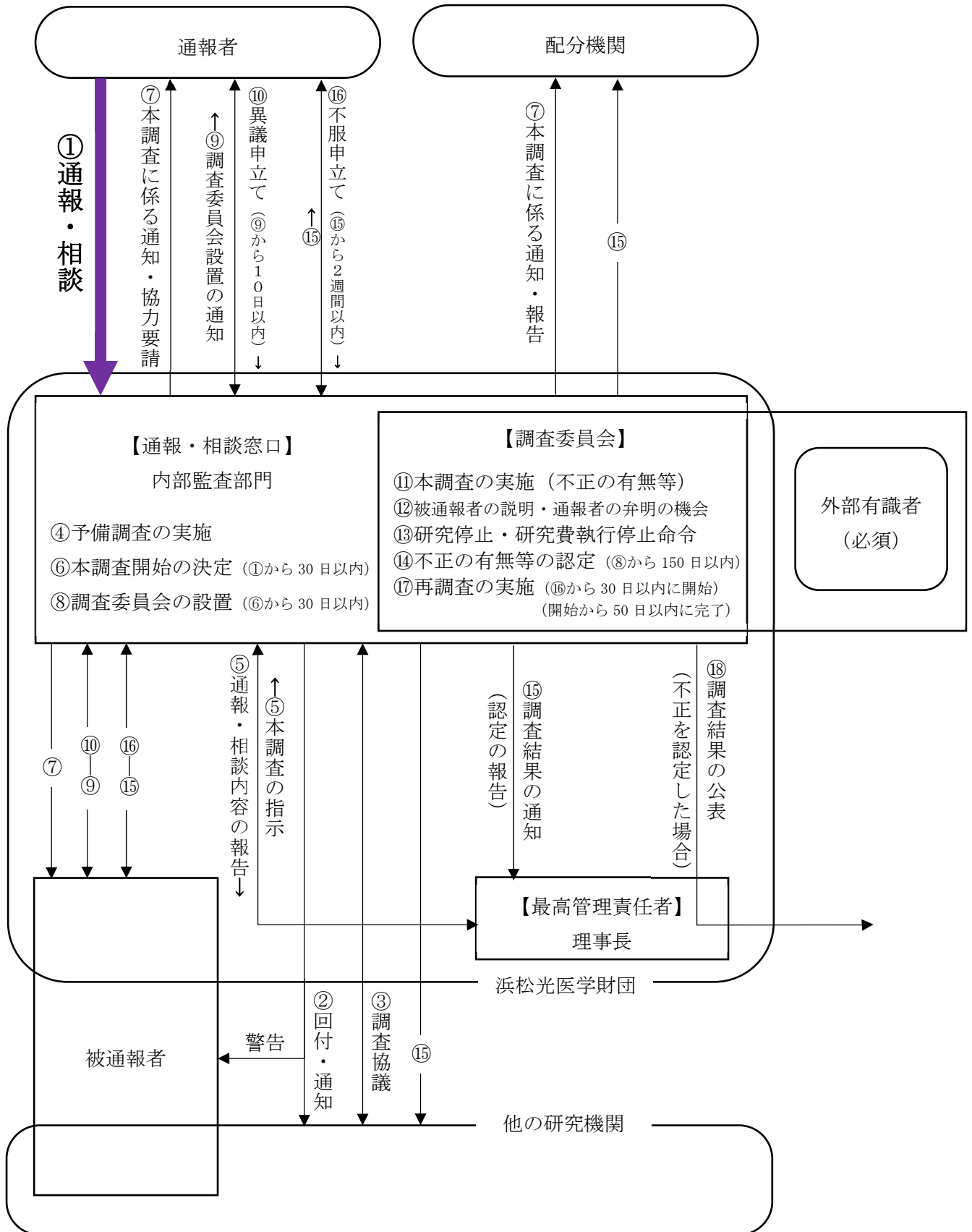
第28条 本要綱は、理事長が理事会に諮ってこれを定める。

2. 本指針の改廃は理事長が行い、必要に応じて理事会に報告する。

附則

令和8年6月11日制定

通報からの流れ



(様式1)

年 月 日

殿

浜松光医学財団

理事長

印

調査結果報告書

このたび特定不正行為に係る事案について本調査を行いましたので、当該調査の結果を以下の通り報告します。

1. 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機（※通報に基づく場合はその内容・時期等）

(2) 調査に至った経緯等

2. 調査

(1) 調査体制（※当財団に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）

(2) 調査内容

① 調査期間

② 調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）

③ 調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）

④ 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等

3. 調査の結果（特定不正行為の内容）

(1) 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）

(2) 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）

① 特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・現職）、研究者番号）

② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・現職）、研究者番号）

(3) 特定不正行為が行われた経費・研究課題

〈競争的資金等〉

- ① 制度名
- ② 研究種目名、研究課題名、研究期間
- ③ 交付決定額又は委託契約額
- ④ 研究代表者氏名（所属・現職）、研究者番号
- ⑤ 研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職）、研究者番号
〈基盤的経費〉

(4) 特定不正行為の具体的な内容

- ① 手法
- ② 内容
- ③ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途

(5) 調査を踏まえた当財団としての結論と判断理由

4. 当財団がこれまで行った措置の内容

(例) 競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因（不正が行われた当時の当財団の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）

(2) 再発防止策